

GOSHI

GOSHI

サステナビリティガイドライン

2018年12月20日

合志技研工業株式会社

【目 次】

I. はじめに	2
II. GOSHI 基本理念とサステナビリティについて	3
III. GOSHI のサステナビリティの考え方	4
IV. 具体的なガイドライン	5
1. ガイドライン発行の目的	
各項目に対する GOSHI の基本的な考え方	
2. 対象分野・項目	
3. 当社グループおよびお取引先様へ	

I. はじめに

近年、気候変動の深刻化、エネルギー転換、AI、IoT の進化による産業構造の変化など、企業を取り巻く環境はますます多様化しています。このような環境変化の中、企業には、新たな価値の創造により、環境、人権をはじめとするさまざまな社会課題の解決に取り組むことで、持続可能な社会の実現に向けて貢献すること（サステナビリティ※¹ 取組み）が求められています。


一方、事業のグローバル展開に伴い、ステークホルダー※² も多国籍・多様化が進み、各国の文化、歴史などを考慮した取組みも求められています。

GOSHI では、これまで基本理念に基づき、環境や安全の領域をはじめ、さまざまな領域で社会的責任（CSR※²）を果たす取組みに努めてまいりました。

今後も社会からのサステナビリティの取組みに対する期待の高まりに伴い、GOSHI のみならず重要なビジネスパートナーである従業員やグループ企業さらには、お取引先様にも「GOSHI のサステナビリティの考え方」を共有しながら一体となって推進していくことが必要不可欠と考え、最新の社会要請項目を追加し改訂することとなりました。

本ガイドラインを通じて、従業員およびグループ企業ならびにお取引先様と GOSHI が「サステナビリティ」に関し共通認識をもち、継続的なサステナビリティ活動を展開していくことで、ともに社会から存在を期待され、成長し続けていきたいと考えています。

合志技研工業株式会社

代表取締役社長 

※1. 持続可能性（社会・経済の持続可能性）

※2. お客様、販売会社、お取引先、従業員、株主、地域・社会など利害関係者のこと。

※3. corporate social responsibility の略

II. GOSHI 基本理念とサステナビリティについて

GOSHI の基本理念は、社是と基本方針から形成されており、これは当社および当社グループすべての企業活動の基礎であり、グループを構成する人のみならず、わたしたちがビジネスを行う対象や、ともに仕事を進める人々や企業との関係に適用すべき精神であると考えています。

GOSHI は、この価値観をベースに社会から信頼を得て、企業の社会的責任を果たしていきたいと考えます。

<GOSHI の基本理念>

【社 是】

『わたしたちは顧客のニーズに応えて、

時代に即応する優れた製品を生産する。』

【基本方針】

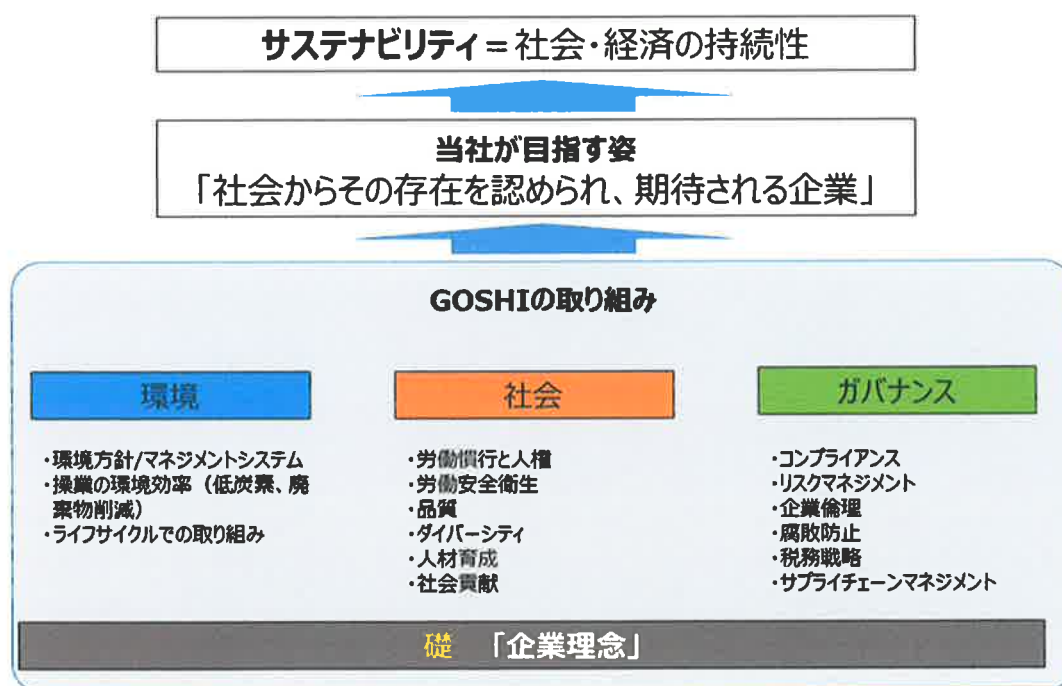
1. 人間性を尊重し、常に明るく働きがいのある職場をつくること
2. 夢と若さを保ち、活気のあふれる企業を目指すこと
3. 理論と時間を重んじ、独自の技術を追求すること
4. 常に創意と工夫のもとに品質とコストを追求すること
5. 企業活動を通じて社会に貢献すること

Ⅲ. GOSHI のサステナビリティの考え方

GOSHI は、サステナビリティ＝「社会や経済の持続可能性」のために、企業の社会的責任を「社会から期待される活動をグローバルな方針・目標に基づいて実践・発信することにより社会と喜びを共有し、社会とともに存在する企業となること」と定義し、創業時からあらゆる領域で社会的責任を果たす取り組みを行ってきました。

そして、GOSHIのサステナビリティ活動は、前述したGOSHI基本理念を原点として、「環境」「社会」「ガバナンス」の3つの柱で取り組みを行い、21世紀の方向性である「社会からその存在を認められ、期待される企業」の実現を目指しています。

また、企業活動において関わり合いのある様々なステークホルダーに対し、責任を果たし、社会との喜びの共有を実現するよう努めています。



IV. 具体的なガイドライン

1. ガイドライン発行の目的

このガイドラインは、存在を期待される企業を目指し、当社および当社グループ企業ならびに、取引先の皆さんに「サステナビリティ」をご理解いただき、共に推進するために期待する基本事項を明示しています。当社および当社グループ企業ならびにお取引先の皆さんには、これらの基準を遵守していただき、そのサプライチェーン全体に落とし込んでいただくことが期待されます。

※このガイドラインは、Honda の「サプライヤー サステナビリティ ガイドライン」を基本に GOSHI の基本理念などを織り込んでまとめてあります。

【各項目に対する GOSHI の基本的な考え方】

1) 品質・安全

「お客様一人の例外もなしに満足いただき、信用していただく為には、いかなる困難も克服して120%の良品を実現する」を目指して、開発・生産・販売の全ての段階で品質の高い製品づくりに努める。

2) 人権・労働

当社および当社グループ企業を含めたすべての従業員およびお取引先などの関係先の意思や人権を尊重し、公平に取り扱う。また労働安全衛生についても「安全なくして生産なし」という観点から労働環境や安全衛生を守る。

3) 環境 ※詳細は Honda グリーン購買ガイドライン参照

「地球環境保全」を企業方針の重要な柱として商品開発から生産、廃棄に至るライフサイクル全体での環境負荷の低減を目指す。その活動を効果的に行うために、環境負荷物質の低減を図ると同時に、環境を配慮した製品の購入に努める。また、企業活動の全てにおいて生物多様性の保全を目指す。

4) コンプライアンス

遵法精神が高い企業であるために社会の一員として法律を誠実に遵守し、かつ社会の常識に則った倫理的な行動に努める。

5) 情報開示

社会からの信頼と共感をより高めるため、迅速かつ適切な情報開示を図り、透明性を高めることに努める。

2. 対象分野・項目

1. 安全・品質

1) 消費者・顧客ニーズに応える製品・サービスの提供

消費者・顧客ニーズを把握して、社会的に有用な製品^(※)を開発・提供する。

※社会的に有用な製品＝例えば、年齢・性別・障害の有無などにかかわらず、だれでもが利用しやすい製品。あるいは省エネ、省資源、環境保全など地球に優しい製品

2) 製品・サービスの安全・品質ガバナンスの徹底

各国・地域ごとに定められた安全・品質法規等を満たした製品・サービスを生産・提供する。

3) 製品・サービスの安全・品質確保

安全・品質を確保する全社的な仕組みを構築・運用する。

2. 人権・労働

1) 差別撤廃

あらゆる雇用の場面^(※)において、人種・民族や出身国籍・宗教・性別等を理由とした差別を行わない

※応募、採用、昇給、賃金、解雇、退職、業務付与、懲罰等

2) 人権尊重

人種・民族や出身国籍・宗教・性別等を理由とした、職場におけるあらゆる形態のハラ・スメントを許さない。

3) 児童労働の禁止

各国・地域の法令による就労可能年齢に達しない児童の労働は認めない。

4) 強制労働の禁止

すべての労働は自発的であること、及び従業員が自由に離職できることを確実に保証し、強制労働、奴隷労働、人身売買は行わない。

5) 賃金

最低賃金、超過勤務、賃金控除、出来高賃金、その他の給付等に関する各国・地域の法令を遵守する。

6) 労働時間

従業員の労働時間（超過勤務を含む）の決定、及び休日・年次有給休暇の給付、その他について、各国・地域の法令を遵守する。

7) 従業員との対話

従業員の代表、もしくは従業員と、誠実に協議・対話する。

従業員が自由に結社する権利または結社しない権利を、各国・地域の法令に基づいて認める。

8) 安全・健康な労働環境

従業員の職務上の安全・健康の確保を最優先とし事故・災害の未然防止に努める。

9) 紛争鉱物への対応

製品に含まれる鉱物資源の調達には、紛争鉱物不使用のコンフリクトフリーの精錬・精製業者の採用に努める。

3. 環境

1) 環境マネジメント

幅広い環境活動を推進する為、各国・地域の法令を遵守するとともに全社的な管理の仕組みを構築して、継続的に運用・改善する。

2) 温室効果ガスの排出削減

地球温暖化防止に貢献するため、事業活動での温室効果ガスの排出管理を行い、削減活動を推進する。ならびにエネルギーの有効活用に取り組む。

3) 大気・水・土壌等の環境保全

大気、水、土壌等の環境保全に関する各国・地域の法令を遵守するとともに、継続的な監視と汚染物質の削減を行い、環境保全に努める。

4) 省資源・廃棄物削減

廃棄物の適正処理・リサイクル等に関する各国・地域の法令を遵守するとともに、資源の有効活用を通じて廃棄物最終処分量の削減に取り組む。

5) 化学物質管理

環境汚染の可能性がある化学物質の安全な管理を行う。製品については、各国・地域の法令で禁止された化学物質を、当該国・地域においては含有させない。製造工程においても禁止された化学物質は使用せず、各国・地域の法令で指定された化学物質に関しては、法令に基づき排出量の把握・行政への報告を行う。

4. コンプライアンス

1) 法令の遵守

各国・地域の法令を遵守する。コンプライアンス徹底の為の方針や体制、行動指針・通報制度・教育等の仕組みを整備し、実施する。

2) 競争法の遵守

各国・地域の競争法を遵守して、私的独占、不当な取引制限（カルテル、入札談合等）、不正な取引方法、優越的地位の濫用などの行為を行わない。

3) 腐敗防止

政治献金、寄付等は各国・地域の法令に基づき実施し、政治・行政と透明かつ公正な関係づくりに努める。不当な利益・優遇措置の取得・維持を目的に、ビジネスパートナーに対して、接待・贈答・金銭の授受・供与は行わない。

4) 利益相反の禁止

自社の利益に反して、自己、お取引先または第三者の利益を図る行為を行わない。

5) 機密情報の管理・保護

顧客・第三者・自社従業員の個人情報、及び顧客・第三者の機密情報は、正当な方法で入手するとともに、厳重に管理し、適正な範囲で利用し、保護する。

6) 通報者保護

従業員や仕事関係者が苦情処理をしたことによって、解雇、脅迫、嫌がらせ等不利益な行動の対象にならないように保護する。

7) 輸出取引管理

各国・地域の法令等で規制されている技術・物品等の輸出に関して、適切な輸出手続・管理を行う。

8) 知的財産の保護

自社が保有あるいは自社に帰属する知的財産権を保護するとともに、第三者の知的財産の不正入手・使用、権利侵害を行わない。また仕入れ先からの納入品に偽造部品や偽材料が混入するリスクを最小化するため、有効な検知プロセスを確立、管理を行う。

5. 情報開示

1) ステークホルダーへの情報の開示

財務状況・業績、事業活動の内容などの情報をステークホルダーに対し、適宜・適切に開示するとともにオープンで公正なコミュニケーションを通じてステークホルダーとの相互理解、信頼関係の維持・発展に努める。

3. 当社グループおよびお取引先様へ

本ガイドラインを通じて、当社グループおよびお取引先の皆と当社が共通認識をもち、積極的にサステナビリティに取り組むことで、共に社会から存在を期待され成長し続けていきたいと考えております。

1) ガイドラインの遵守

お取引先様と締結しております「部品取引基本契約書」と併せ、本ガイドラインの遵守をお願いいたします。

2) 体制構築

本ガイドラインに基づくサステナビリティの取り組みを推進する為、社内体制を構築して、継続的な運用・改善することをお願いいたします。

3) サプライチェーンへの周知徹底

当社グループおよびお取引先の皆さんの調達先、サプライチェーン全体にも、本ガイドラインの周知徹底を推進していただくことをお願いいたします。

4) コンプライアンス違反発生時の措置

万が一、当社グループおよびお取引の皆さんの事業活動においてコンプライアンス違反が発生した場合、GOSHI への即時報告、原因調査とその結果の報告、さらに再発防止対策の提出をお願いいたします。

<発行者>

合志技研工業株式会社
経営会議

<問い合わせ先>

合志技研工業株式会社
管理部 総務ブロック
TEL 096-248-2431

GOSHI

2017年 1月24日 策定発行

2018年12月20日 改定発行